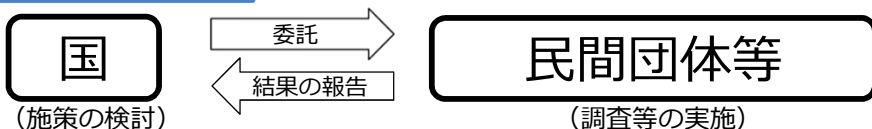




## 背景・目的

生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、絶滅危惧種保全の推進に向けた基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が平成26年4月に策定された。本戦略に基づき、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定促進及び種の保存法の改正等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

## 事業スキーム



## 事業概要

- ・野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストの作成・更新
- ・種の特性に応じて法的に保護を担保する種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の追加指定の検討
- ・動植物園等における生息域外保全の支援

## 期待される効果

レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の指定拡大、種の保存法改正に伴う新制度の円滑な運用により、絶滅危惧種の保全をより一層推進。

## 事業目的・概要等

平成24年9月閣議決定  
「生物多様性国家戦略2012-2020」

絶滅危惧種の保全を国の重要な施策と位置づけ

平成25年の第183回国会  
種の保存法の改正法が可決

レッドリストの絶滅危惧種数(約3600)に対し、国内希少野生動植物種数(当時90種)は極めて不十分であるとの指摘。衆参両議院の附帯決議で2020年までに300種追加指定を求められた。

平成26年4月  
「絶滅のおそれのある種の保全戦略」

絶滅危惧種保全の促進を目指した施策を明記

- 陸レッドリスト・レッドデータブックの更新
- 2016年度に海洋生物のレッドリストを公表  
→レッドデータブックの作成検討、レッドリスト見直し検討  
→陸レッドリストとの整理検討

## イメージ



- 2020年までに新たに300種の指定  
2015年5月：41種、12月：4種、2016年3月：41種を追加指定で計175種残り214種の追加指定に向け、2016年度以降も40～50種指定予定

- 動植物園等における生息域外保全の推進  
実施方針検討、域外保全技術の検討・開発等

